

## 新させぼっ子未来プラン（仮称）の基本理念（案）について

基本理念骨格（案）	考え方のベース
<p style="text-align: center;">～「心豊かな人を育むまち」の“めざす姿”～</p> <p>子どもを安心して産み、楽しく育て、 子どもが健やかに成長できる環境づくりが進んでいます。</p> <p>◎ 子ども未来部では総合計画において本市が掲げる基本理念である「ひと（市民）が中心のまちづくり」をめざし、その一翼を担うため、「心豊かな人を育むまち」を基本目標として取り組みます。</p> <p>◎ 子育てについての第一義的責任は保護者にあるとの基本的認識の下、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、子どもの視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長するように良質かつ適切な内容及び水準で支援することを基本理念とされています。</p> <p>◎ 本市が実施する子ども・子育て支援においては、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。</p> <p>◎ 子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす、人間にとって最も崇高な営みのひとつであることを再認識し、社会全体のひと（市民）と一緒に「心豊かな人を育むまち」を目指します。</p>	<p>総合計画 基本目標 4 政策 4-1 の めざす姿</p> <p>総合計画基本理念 ひと（市民）が中心のまちづくり</p> <p>◎子ども・子育て支援法の基本理念 ◎子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）</p> <p>◎子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） 「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」</p> <p>◎子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） 「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」</p>